

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 利用者の人権の擁護等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者に対して研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第4条関係）

イ 指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととした。（第4条関係）

ウ 運営規程で定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を追加することとした。（第30条、第57条、第77条、第87条、第96条、第107条、第143条、第164条、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条、第257条関係）

エ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（第32条、第57条の2、第108条、第179条、第214条、第233条、第263条、第265条、第276条関係）

オ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者に対する研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。（第32条の2、第59条、第63条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条、第204条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条関係）

カ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第33条、第111条、第144条、第260条関係）

キ 運営規程等を施設に備え付け、関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代え

ることができることとした。（第34条、第261条関係）

ク 指定訪問介護事業者等は、同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護等の提供を行うよう努めなければならないこととした。（第39条、第111条の2関係）

ケ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第40条の2、第113条、第115条、第135条関係）

コ 指定訪問入浴介護事業者等は、全ての従業者に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。（第57条の2、第108条、第179条、第214条、第233条関係）

サ リハビリテーション会議等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。（第85条、第226条関係）

シ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の方針に、その提供に当たって居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、サービス担当者会議へ参加して必要な情報提供又は助言を行うことを追加することとした。（第95条関係）

ス 指定通所介護事業者は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。（第110条関係）

セ 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域との交流に努めるとともに、利用者からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととした。（第111条の2関係）

ソ 指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院等との密接な連携により看護職員を確保するものとする事とした。（第148条関係）

タ ユニット型指定短期入所生活介護事業所のユニットの設備基準について、利用定

員を原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするとともに、ユニットに属さない居室を改修したものに係る基準を廃止することとした。（第171条関係）

チ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第277条関係）

ツ その他規定の整備を行うこととした。（第63条、第113条、第115条、第135条、第148条、第151条、第168条、第181条の3、第188条、第204条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、附則第30項～第32項関係）

(2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。